



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 

for every child

令和4年度政策課題自主研修 ～ CFCI 学習編 ～

22. 5. 31 教育委員会事務局学校教育G



学習概要



- 序章 振り返り～CFCIとは...
- 第1章 子どもの権利条約とは...
- 第2章 CFCI実践自治体として...
- 第3章 安平町の取組み
- 終章 まとめ～CFCIが果たすものとは...



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

序章 振り返り～CFCIとは…

この章では、

- ・当町が実践自治体承認に至るまでのプロセス
- ・これまで職員研修で扱ってきた内容
- ・2022年2月～4月広報内容

などを振り返り、CFCIとは何か再確認する。

CFCモデル検証作業の委嘱

2018年10月29日から
2020年10月29日 2年間

安平町・ニセコ町・富谷
市・町田市・奈良市

の5団体がCFCモデル検証
作業の委嘱を受けた。



CFCI実践自治体の承認

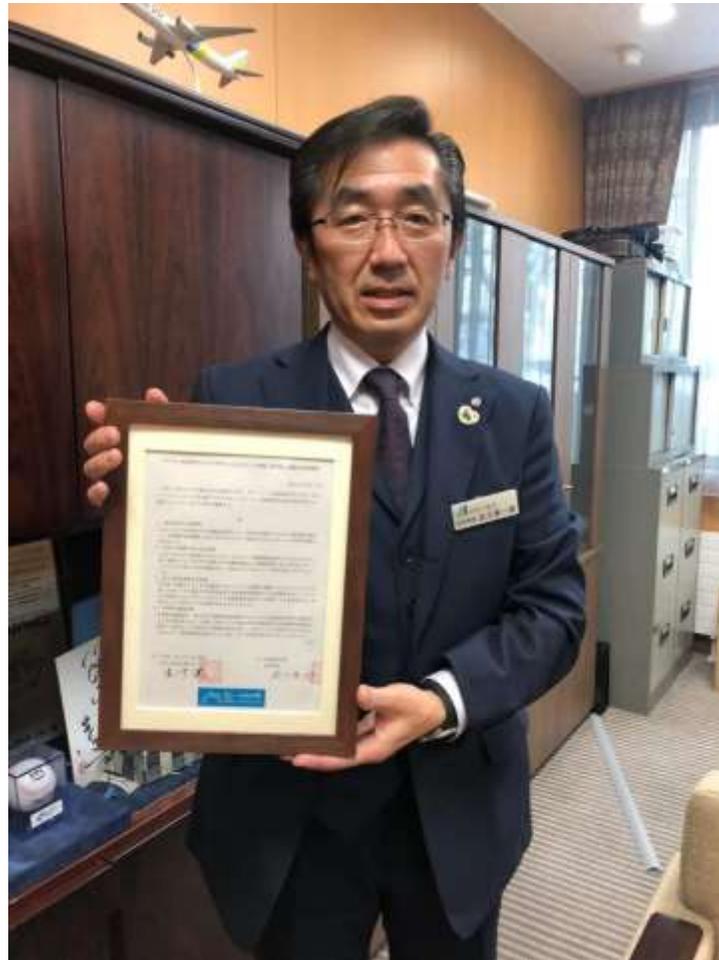
2021年12月17日

2024年12月16日

3年間

安平町・ニセコ町・
富谷市・町田市・
奈良市

日本初の『CFCI
実践自治体』へ



Committee: 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会) Japan Committee for UNICEF
〒050-0807 東京都港区高輪4-6-12ユニセフビル3F 4-6-12, Takewawa, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-6788-2011 (代) Fax: 03-6788-2027
ホームページ: www.unicef.or.jp

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI) 実践自治体覚書

2021年12月17日

(公財) 日本ユニセフ協会 CFCI 委員会 (以下、甲という) と北海道安平町 (以下、乙という) は「(ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体承認に関する) 覚書」について、以下の内容で締結する。

記

1. 達成目標と有効期間
乙はユニセフ日本型 CFCI 実践自治体として、CFCI を実践するための行動計画を策定し、本覚書の有効期間 (2021年12月17日 ~2024年12月16日) の3年間で成果をあげる。
 2. CFCI の実践に伴う自己評価
乙は「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体」になるにあたり、第一段階として、本 CFCI 事業の 10 の構成要素および構成要素に基づき作成したチェックリストに即して自己評価を行い、PDCA のマネジメントで毎年度向上することとする。
 3. 第三者特別委員会の評価
甲は第二段階として、その実施及びマネジメントが確実に機能しているかについて (公財) 日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第 3 者評価特別委員会による評価を行い、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体として相応しいかを判断する。承認されると CFCI ロゴの使用許可が乙に付与される。
 4. 本覚書の撤廃条項
本覚書の締結後に、本 CFCI の事業内容を侵害することやその使命及び評判を毀損するような行動があったと (公財) 日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第 3 者評価特別委員会が判断した場合は、その時点で本覚書は効力を失い、乙はユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体ではなくなる (ロゴの使用不許可となる) ものとする。
- 以上

甲: (公財) 日本ユニセフ協会
CFCI 委員会委員長

木下 亮



乙: 北海道安平町
安平町長

反川 秀一郎



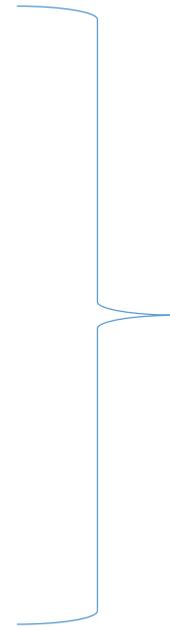
CFCIとは・・・

C hild

F riendly

C ities

I nitiative



こどもにやさしいまち

→ づくり事業

CFCIとは・・・

- ユニセフが提唱する子どもの権利条約(児童福祉法)を具現化する活動
- 子どもと最も距離の近い市町村単位の取組み
- 子どもをまちづくりの主体者として位置づけ
 - 有権者(大人)だけが主体者ではない。

CFCIって何？ (2022年2月「広報あびら」より)

- ユニセフ(国連児童基金)が提唱し、世界ではすでに2021年現在で60近い国々で実施されている。
- この活動の**特長**は、そこに住む大人たちと同様、**子どもたちもまちづくりに参加してほしいと考えている**ところ
- つまり、子どもたちを『大人たちに“守られる”対象』としてみるのではなく、子どもたち自身の考えや思うことを伝え『**ともに考える対象**』としてみるということ。

安平町が考えるCFCIとは？（2022年2月「広報あびら」より）

- 子どもたちがまちの活動に積極的に参加し、**子どもたちの意見もききながら進めていきたい。**
- つまり、「**子どもが当たり前意見できるまちづくり**」、「子どもたちが安心して過ごせる（遊び、学べる）まちづくり」と考えている。
- 子どもが主人公のまちにしていきたいということ。
- しかしこれは、**大人たちをないがしろにするということではない。**
- 例えば、高齢者やしょうがいのある方にやさしいバリアフリーは子どもたちや妊婦の方にやさしいように、**『子どもたちにやさしければ、みんなにやさしいまち』**を目指すという決意を表すものです。

安平町が考えるCFCIとは？ (町HP CFCIページより)

- これまでは、地域団体と連携しながら遊び場づくり、遊ぶ機会づくり、遊ぶ力そのものの子どもたちへの提供を支援してきた。
- また、震災後の復興としての義務教育学校づくりにも、子どもたちの意見を取り入れてきた。
- これからは、より一層**子どもの主体性を引き出す機会**を増やしていきたい。

CFCIとは・・・(安平町なりの解釈①)

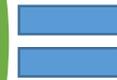
子どもの
権利実
現



子どもの
まちづく
り参画



子ども
にやさし
いまち



みんなに
やさしい
まち

子どもにやさしければ、高齢者にもやさしい

CFCIとは・・・(安平町なりの解釈②)

子どもの権利が確保されていない分野

→ 子どもの参画により確保するプロセス

子どもの
権利が確
保された
状態

子どもの権
利確保への
参画段階

役割を割
り当てら
れる

意見を要
求される

大人とと
もに決定
する

子どもの権利がな
い状態

事例)

- ・子どもの貧困
- ・児童虐待

などの分野

CFCIとは・・・(安平町なりの解釈③)

子どもの権利が確保されている分野

→子どもの参画により発展させるプロセス

子どものまちづくり(社会)参画の発展段階

役割を割り当てられる

意見を要求される

大人とともに決定する

子どもの権利

子どもの社会参画の基礎・ベースとなるもの

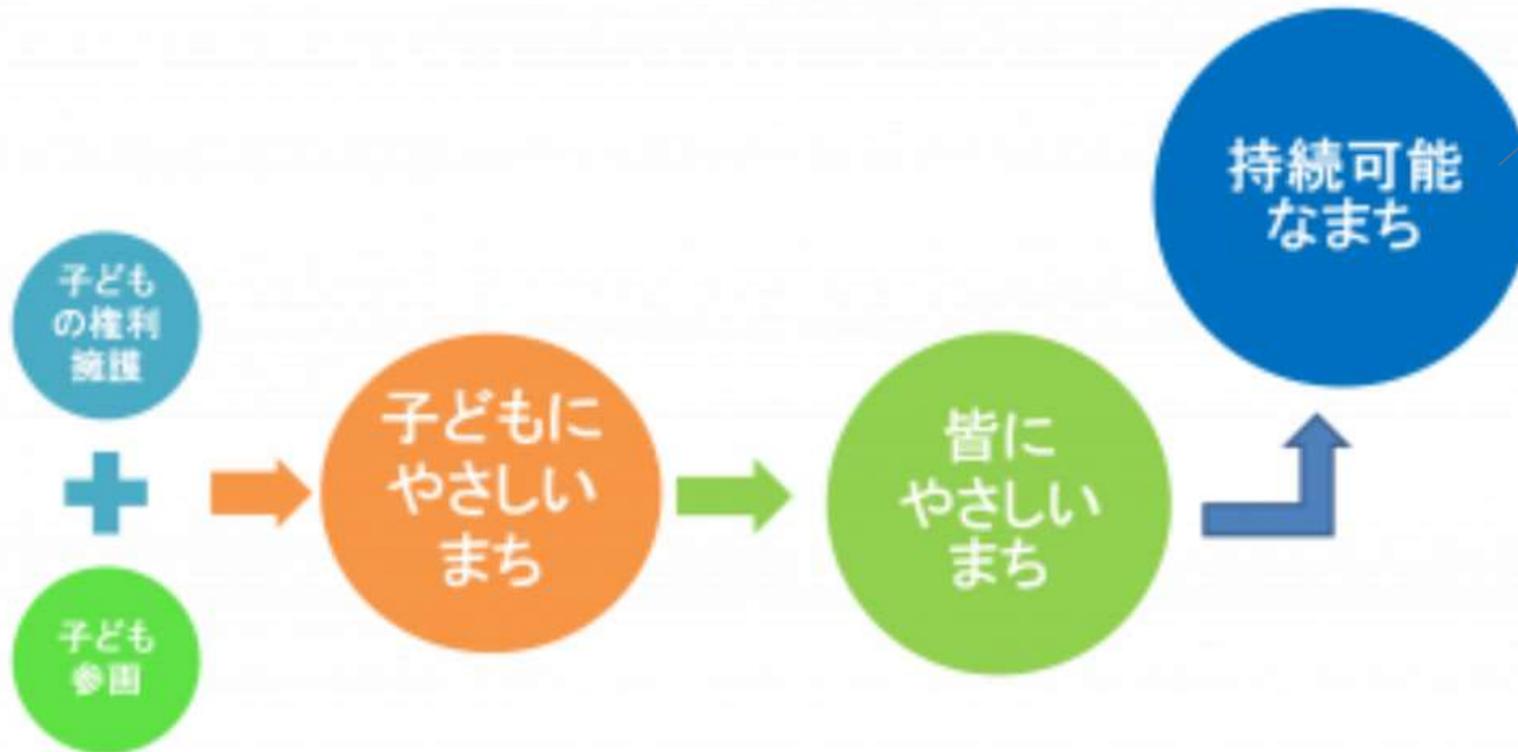
子どもにやさしいまち

事例)

- ・学校再建
 - ・あびら教育プラン
- などの分野

CFCIとは・・・（日本ユニセフ協会の解釈）

【ユニセフ日本型CFCIの理念】



SDGsとの
関連を指摘

安平町（役場）が目指すところ

BEST

- 子どもの意見を聞いて施策を立案、実行していくこと

BETTER

- 子どもの意見を聞けなくても、子どもの気持ちを想像して日々の仕事をする事

MUST

- すべての分野（部署）で実践すること

安平町教育委員会の実践例

- あびら教育プラン(遊育・あびらぼ・ワクワク/アビラトークス)
⇒ 子どもの意見を基にした事業展開
- 学校再建
⇒ アンケートや会議参画を通して子どもの意見を反映

既存のミッション / 事業 + 『こどもにやさしい』
≠
新しいミッション / 事業をつくる



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

第1章 子どもの権利条約とは...

この章では、
CFCIが子どもの権利条約を具現化する活動であることを踏まえ、
フォーカスする。

概要

- 日本語的に、正確には「児童の権利に関する条約」
- 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約
- 18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定める。
- 前文と本文54条からなり、子どもの**生存、発達、保護、参加**という包括的な権利を実現・確保するための事項を規定
- 1989年国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准

4つの原則 (日本ユニセフ協会HPより)

「子どもの権利条約」 4つの原則

- ・ **生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)**

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- ・ **子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)**

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

- ・ **子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)**

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- ・ **差別の禁止 (差別のないこと)**

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

四大権利

(日本ユニセフ協会HPより)

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

条約の内容は？ (2022年3月「広報あびら」より)

- 日本では、この約束を守るため「児童福祉法」で、この国の子どもたちとその周りにいる大人たちへ強いメッセージをおくっている。
- それは、「**子どもたちの状況に応じた様々な“幸せ”**を考えていこう！」という想い。
- これを『**子どもの最善の利益**』と言う。
- “**権利**”とは非常に難しいことばだが、「**ほかの人にじゃまされないよう守られるもの**」と考えている。

条約の内容は？ (2022年3月「広報あびら」より)

- ・条約では、大きく分けると次の4つ“権利”がすべての子どもたちに与えられるよう決められている。

① 子どもの「尊厳確保」

～ 子どもも一人の人間として大人と等しい存在と認められること

② 子どもの「成長する権利」

～ 子ども時代を楽しく豊かに過ごすこと

③ 子どもの「発達する権利」

～ 自分らしさをみつけ、他人のことも考えられる大人になること

④ 子どもの「意見表明権」

～ 自分の考えを表現し、向き合ってもらうこと

広報では、
ユニセフな
どと異なる
分類で説明

安平町では... (2022年3月「広報あびら」より)

- 「あびら教育プラン」や早来地区の「義務教育学校」建設においては**特に意見表明権を意識**している。
- あびら教育プランでは、子どもたちの「〇〇したい！」という考えを取り入れている。
- 義務教育学校の建設にあたっては、制服の形を決めたり、学校名の候補を決めるために、児童・生徒の皆さんにアンケート調査を実施
- 児童・生徒の皆さんのご意見を踏まえ、義務教育学校周辺の道路の安全を守るため、車両を通さないようにする議案が町議会へ提出され可決
- 成長する権利や発達する権利は、例えば保健師さんの「赤ちゃん訪問や健診」、低額で病院へ受診できる「こども医療」、子どもたちへの暴力を予防する活動など、子どもたちの健やかな育ちをお手伝いしています。
- 尊厳確保は、上記のような『**当たり前のことを当たり前**に』**取り組む**ことで子どもたちの幸せの土台作りをしていると言える。

その他の権利

- 前述の通り、子どもの権利条約は、前文と54条の条文からなる。
- 四大権利と整理したものは、あくまでも大別したもの
- 個別にみると様々な権利が盛り込まれる。➡要条文参照
- この中で、第31条は『**休み、遊ぶ権利**』と言われている。



当委では、従前から『遊び＝学び』と捉え、遊びから得られる非認知スキルの獲得を念頭に、両子ども園やその周辺の『遊び環境の整備』に力を入れてきた。



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

第2章 CFCI実践自治体として...

この章では、
CFCI実践自治体となるためのプロセスとその要件などについて共有することで、この先もどういった活動が必要かを認識する。

CFCI参加の流れ (日本ユニセフ協会HPより)



CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

■ 検証作業期間：2年間

日本ユニセフ協会CFCI委員会との密接な協力で、CFCIの取り組みを検証する
ステージ

ユニセフ日本型CFCIは参加自治体の自己評価方式も重要な要素とし、その要点は以下の3
点になります

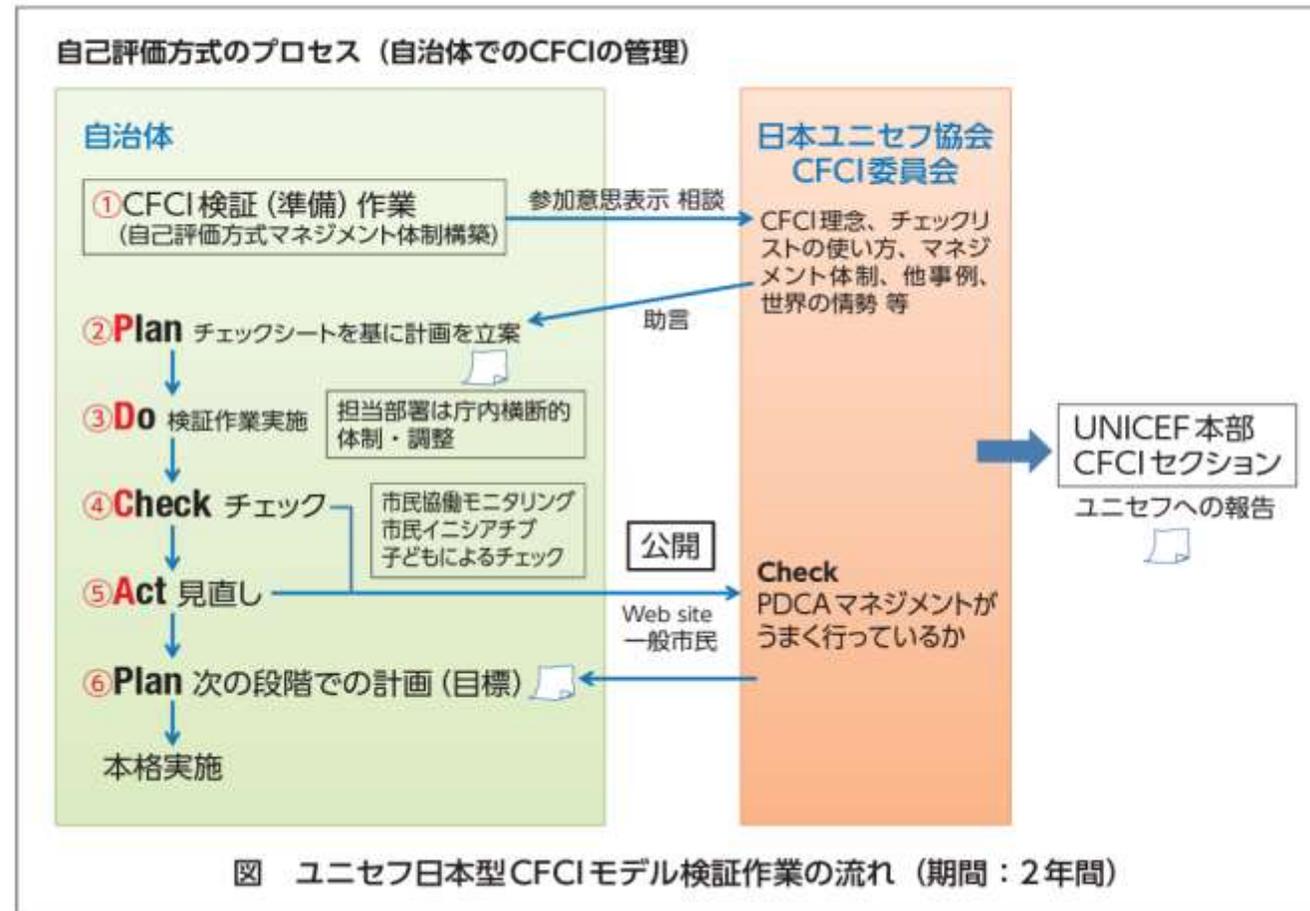
- 1) CFCIに関するPDCA（後述）のマネジメント体制の確立。それが子どもにやさしい地域ガバナンスの確立、持続可能性（SDGsとの強い関係）につながります。
- 2) そのためには自治体庁舎内の部署横断的な体制が必要です。子ども関連の総合的な政策体系とすべく、部署横断的に取り組みます。
- 3) ユニセフ日本型CFCIの評価は、次の2点を基本とします。①（web等を通じて）子どもも含む市民に自己評価の結果を公開して、市民のチェック（反応、意見収集）を受けること。②日本ユニセフ協会CFCI委員会と連携して、相互に情報交換しながら、推進すること。日本ユニセフ協会CFCI委員会は上記1）、2）の2点を軸に、PDCAによるマネジメントが機能しているかをチェックします。

先のモデル検証
委嘱期間が、同検証
作業期間と位置
付けられている。

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

下図を参考に自治体はユニセフ日本型 CFCI の取り組みを行います。



【自己評価方式】
ユニセフのCFCIを実施する自治体が日本ユニセフ協会が提示するCFCIの基準に準拠し、日本ユニセフ協会CFCI委員会と連携し、そのCFCIの取り組みを当該自治体内で、第一段階として自己評価する方式です。

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

ユニセフ日本型 CFC 候補自治体から CFCI 実践自治体への手順

① CFCI 検証（準備）作業

- ・ユニセフ日本型CFCIに参加希望の地方自治体は、日本ユニセフ協会CFCI委員会に参加申請書を提出し、CFCI の理念、チェックリストの使い方、当該自治体の自己評価型のCFCIのマネージメント体制などに関して説明を受け、自治体内で日本型CFCIの推進体制を構築します。⇒**ユニセフ日本型CFC 候補自治体となります。**

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

準備内容は以下になります

- ・自治体内でのCFCI主担当部署を決めます。 ➡ **町教委学校教育G**
- ・担当部署を中心に子どものための業務を担当する他部署（首長も含めた）含めた全庁的な連携体制を作ります。 ➡ **庁内会議**
- ・CFCI事業を構成する各部署の担当者への研修を実施します。
- ・自治体内全庁的な研修を実施します。
- ・自治体内の子どもの権利の状況分析を行います。

➡ **本研修もこの一部**

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

② Plan（チェックシートを基に立案）

後述

- ・ **ユニセフ日本型CFCI構成要素第10項目及びそのチェックリスト**を参加自治体の既存の子ども施策と擦り合わせ、事業化案、ループリック評価案も策定します。 → CFCI構成要素第10項目目（当該自治体にとって特有の課題）についても策定します。

③ Do（検証作業実施）

- ・ 上記計画の実施に向けて、担当部署は自治体庁舎内分野横断的な体制を作り、CFCIの事業を業務に応じた担当部署に振り分け、事業の実施を推進します。

庁内会議を
位置づけ

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

④ Check（チェック）

- ルーブリック評価（p11の7.を参照）を用い、CFCI主担当部署は他の部署あるいは自治体内のステークホルダーと対話を通じて互いの立場・役割・責任内容を確認しCFCI検証作業評価に反映させます。特に、自治体住民、子どもたちの意見をワークショップやモニタリングを活用するなどして本検証作業に適切に反映させます。順序としてそれぞれの事業部が担当事業の評価を行います。CFCI主担当部署はそのまとめの作業を行います。その際、②で立案した内容に対してどのくらいの成果を得られたかを判断します。検証作業評価において、内容等の判断に迷う時は適宜日本ユニセフ協会CFCI委員会に照会します。

町民自治推進会議や子ども・子育て会議などを位置づけ

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

- Act（見直し）
- 自治体は、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルのもとにチェックを行い、結果について住民に公開し、住民の意見、考えを拾うことが重要です。この見直しの際には、日本ユニセフ協会CFCI委員会は、当該自治体に対して、ユニセフの世界基準から逸脱していないか、PDCAサイクルによる自己評価が機能しているか等についての確認、助言をします。

CFCI検証作業（候補自治体）の手順

（日本ユニセフ協会HPより）

⑤ Plan（次の段階での計画・目標）

当該自治体の本検証作業に関し、日本ユニセフ協会CFCI委員会で他の委員と共に日本型CFCIの基準に沿うものかの確認作業を行います。この協議で、当該自治体の取り組みが適切であると判断されると、**ユニセフ日本型CFCI実践自治体**としての本格実施の段階に移行します。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

- 安平町では、この条約を守る活動、つまり、安平町に暮らすすべての子どもたちが幸せに過ごすことができるようにする活動を一つひとつ丁寧に進めている。

その活動一つひとつが、

○どのように進められているのか

○その年の進み具合はどうか

○来年は、どのようにより良くしていくのか

の確認が重要

- この**確認（目標設定と評価）**作業を毎年行っていくことで、安平町の活動を**少しずつ良くしていく**ためのツールとして活用するもの。
- その目標と評価を**住民の皆さんへ公開**することが「**CFC実践自治体**」の要件
- その評価と目標を立てるべき項目は、大きく**10項目**

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

1. 子どもの参画

子どもの意見を聞きながらものごとが決められるよう、積極的参加を促すこと

2. 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を、国や安平町などが法律などで守る仕組みをつくること

3. 子どもの権利を保障する計画

子どもの権利条約を意識して、子どもにやさしいまちに関する計画を定めて実施すること

4. 子どもの権利を担当する部門や仕組み

子どもたちの将来を見据えてる担当者や仕組みを明らかにすること

5. 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律などが実施前から実施後に子どもへどのような影響があったか振り返ること

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC） モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

6. 子どもに関する予算

子どものためにマチのお金が正しく使われること

7. 子どもに関する報告書の作成

子どもの権利に関する実情をデータなどで把握すること

8. 子どもの権利の広報

マチの大人や子どもに、子どもの権利について知ってもらうこと

9. 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を守る団体などを支援すること

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

10. 当該自治体にとって特有の項目

人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと



【安平町オリジナル項目】

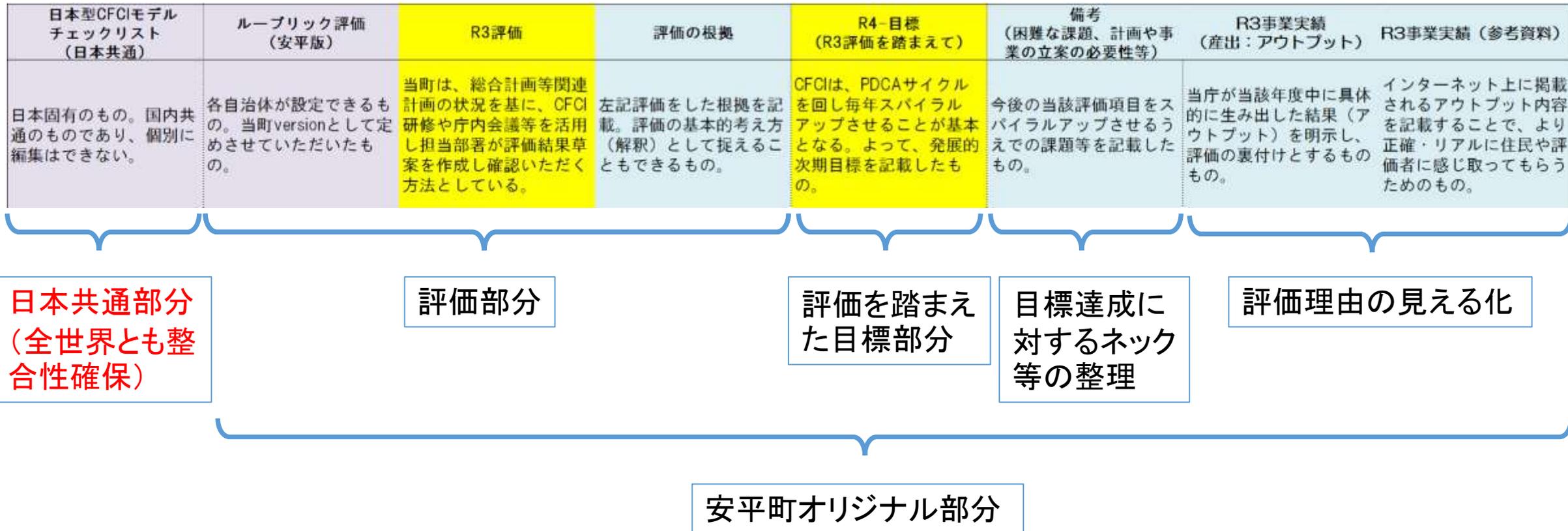
10. 遊び場や学校再建を通じた震災からの復旧・復興

地震直後に少なくなった子どもたちの遊ぶ機会をつくり、地震で失った学校をつくり直すことを定めています。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

（2022年4月広報より）

【チェックリストの構成】





Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

第3章 安平町の取組み

この章では、

- ・市内CFCIの位置づけ(体系整理)
- ・具体的施策例

について確認し、安平町の進むべき道を見定める。

安平町における計画体系

【CFCI関連計画】

総合計画

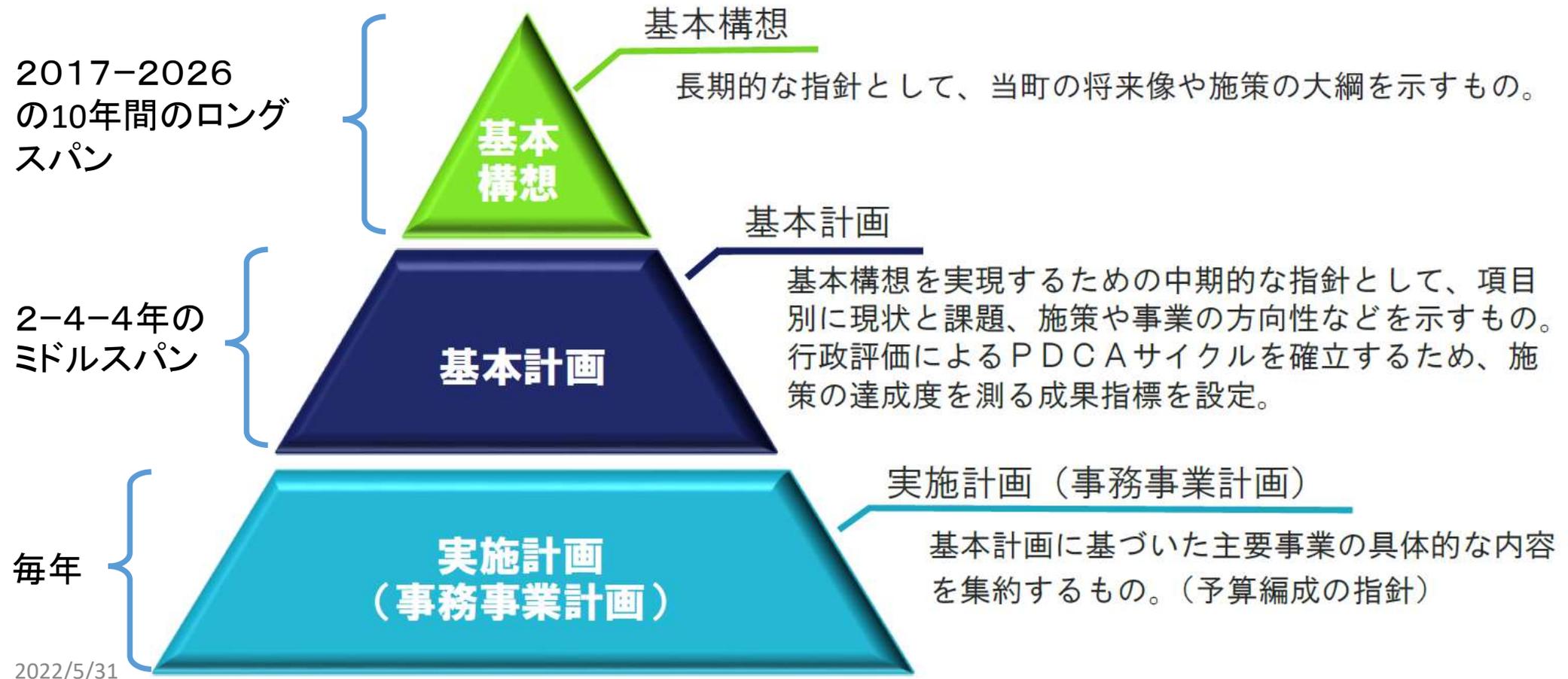
生涯学習計画/教育大綱

子ども・子育て支援事業計画



安平町総合計画の体系

【総合計画の構成イメージ】



安平町総合計画の体系

【総合計画基本構想】

(目指すべきまちづくりの方向性)

将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち

「最も優れたまちの強み」を持ち、優先すべき政策分野

子育て・教育分野

子育て・教育分野の成長によって、その効果が発揮される政策分野

移住・定住対策
回遊・交流促進

2017年からの計画であるため、CFCIは未反映。
しかし、当町では、『子ども』を最重要な投資先・資源の集中先として位置づけられている。

よって、CFCIを施策として推進することは、文脈からまったく逸れるものではない。

『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』

安平町総合計画の体系

【総合計画 2019-2022中期基本計画】

政策分野 I

子育て・教育

基本施策 1 (子育て支援)

地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進

<施策の方向性>

医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

<施策項目>

- (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実 [成長戦略①]
- (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進 [成長戦略②]
- (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実 [成長戦略③]
- (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実 [差別化戦略①]
- (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実 [改善戦略①]

安平町総合計画の体系

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実

[成長戦略①]

▶ (公財)日本ユニセフ協会から委嘱された「日本型子どもにやさしいまちモデル
検証自治体」³として、**子どもにやさしいまちづくりを念頭に置いた
子ども参画や子どもが希望を持てる持続可能な社会形成**など
について検証を行っていきます。



ここで初めて、計画上にCFCIが登場！！

安平町生涯学習計画/教育大綱

【計画の構成】

- 本計画は、安平町総合計画を上位計画とする。
- 教育分野(子育て・学校教育・社会教育)における個別計画として位置づけられる。
- 安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定
- 加えて、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を兼ねる。

安平町生涯学習計画/教育大綱

【計画の構成】

- 安平町総合計画を上位計画とする。
- 教育分野(子育て・学校教育・社会教育)における個別計画として位置づけられる。
- 安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定
- 加えて、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を兼ねる。
- CFCIの理念は、教育の元来の目的でもあると言える「子どもの社会参画」という切り口で、本計画の随所で登場する。

安平町生涯学習計画/教育大綱

【ポイント①】

第1章第6節

(2) **子どもを主体とした学校運営と子どもの社会参画**を基軸とした「社会に開かれた教育課程」の編成

「子どもにやさしいまち」という直接的な表現で言及しているところが大きなポイント！！

「子どもにやさしいまち」の実現へ向け、幼児期から学齢期まで一貫した子どもを主体とした学校運営を目指すとともに、「自ら考え、仲間と協力し、地域や社会のために自ら行動をおこす」社会に生きる力を育むため、ふるさと教育を一步進めた子どもの社会参画を基軸とした総合的な学習の時間の充実と、それに伴う「社会に開かれた教育課程」を編成します。

安平町生涯学習計画/教育大綱

【ポイント②】

第2章第2節

主要施策

- これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを生ま育てたい」、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と思えるような子どもが健やかに育つ環境整備として「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定を検討します。
- 地域の団体や民間法人と連携し、児童館や放課後児童クラブにおいて、子どもにとって興味・関心の高い企画や催しを取り入れながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境と保護者にとって働きやすい環境づくりを推進するとともに、地域の中で子どもが遊び育つ場づくりを支援していきます。
- 公益財団法人日本ユニセフ協会の日本型子どもにやさしいまちづくり事業モデルの検証作業への参加を通して、子どもの最善の利益を実現するまちづくりを推進します。

「子どもの最善の利益」に言及しているところが大きなポイント！！

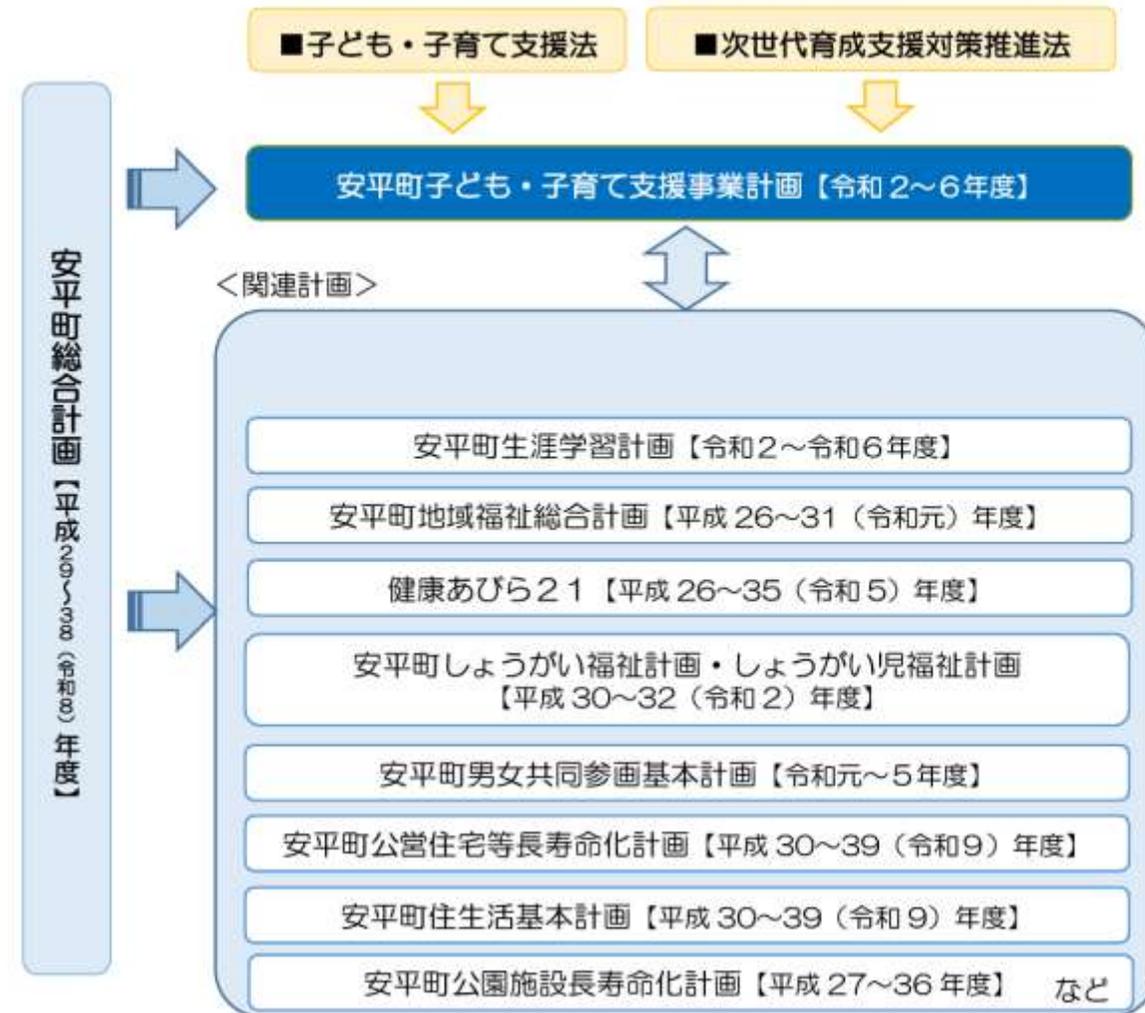
安平町子ども・子育て支援事業計画

【計画の構成】

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 改正後の次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を兼ねる。
- 平成19年に策定された「安平町総合計画」の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置付け
- 「安平町生涯学習計画」など子ども・子育て支援に関する事項を定める計画と連携
- 子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などの施策を一体的に推進する『子どもにやさしいまちづくり』の指針として、マチの子ども・子育て支援に関する施策が一覧できるよう作成

安平町子ども・子育て支援事業計画

【計画の構成】



安平町子ども・子育て支援事業計画

【ポイント①】 ～ 町長からのはしがき

- 第1期安平町子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、「ぬくもりにあふれるまちで育み合い子どもの笑顔をみんなで支援」
- この間当町は、日本ユニセフ協会との協働による「日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業」を実施
- 「子どもにやさしいまちづくり」の理念は、『子どもの人権擁護』と『子どもの社会参画』が柱
- これらの経緯を踏まえ、第2期計画では**新たな基本理念を「子どもにやさしいまちづくり」とし、一段階発展させる形で施策展開**

基本理念を直接「子どもにやさしいまち」としたところが大きなポイント！！

安平町子ども・子育て支援事業計画

【ポイント②】 ～ 第4章5.

5. 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容

「子どもにやさしいまちづくり」単独で項目建てしたところが大きなポイント！！

(1) 遊びの普及・発展に係る基本的な考え方

安平町ではこれまで、遊びを中心とした学びの機会・場所・遊び方そのものの提供により、子ども同士の関わり合いや保護者、地域の方々との関わり合いの中から子ども自らの力で成長していく過程を支援してきました。子ども自らの育ちを大人たちが支援できる仕組みを引続き研究し、提供していきます。

また、安平町のCFCIにとって「遊び」が重要としたところが大きなポイント！！

安平町子ども・子育て支援事業計画

【ポイント②】 ～ 第4章5.

5. 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容

(2) 子どもにやさしいまちづくりの理念の普及に係る基本的な考え方

(1)に掲げる遊びに対する基本的な考え方を基礎として、子どもの人権擁護と社会参画の促進を図ります。具体的には、遊びを通して子どもたちの「遊びたい」という声を聴き、その意見を大人たちが「実現したい」という気持ちを支援し実現させていくことで、子どものもつ権利行使による社会とのつながりを強めていきます。このプロセスの循環、つまり子どもと大人の「〇〇したい」という気持ちの連鎖が子どもにやさしいまちづくりそのものであり、ひいてはみんなにやさしいまちへとつながっていくと考えます。

子どもにやさしいまちづくりは、あらゆる連携が不可欠です。住民の皆様と町との連携、関係機関間の連携、町組織内における部署間の連携などさまざまあります。共通理念を構築しなければあらゆる連携は困難であるため、その理念の普及と体制整備を進めます。

(1)からのつながりとして、具体的にどのようなプロセスで「遊び」を子どもの社会参画へつなげるかを整理している。

具体的取り組み

(2022年3月「広報あびら」より)

(1) あびら教育プラン

子どもたちの「〇〇したい！」という考えを取り入れている。

(2) 義務教育学校の建設

制服の形を決めたり、学校名の候補を決めるために、児童・生徒アンケート調査を実施。写真のような会議も開催

(3) その他

児童・生徒アンケートにより、義務教育学校周辺の道路の安全を守るため、車両を通さないようにする議案が町議会へ提出され可決





Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

終章 まとめ

～ CFCIが果たすものとは…

前章まで「子どもにやさしい」について主に整理してきたことから、最後に『みんなにやさしい』の部分について考えを補強し、

- ・CFCIとはいったい何なのか
- ・CFCIを通じて何を実現していくのか

について再整理する。

安平町(教委)のCFCIの力点

意見表明権

(権利条約第12条)

+

遊ぶ権

(権利条約第31条)

他の権利をないがしろにするということでは、勿論ない!

(そもそも)「子ども」とは...

子どもとは、発展途上の市民 (出典「子どもの参画」)

- 子どもを財産として保護するのではない。
- 権利を持った個人として、いま以上によく保護されるようにする。



守られる存在だが、大人と同じ個人

みんなにやさしい とは... (高齢者と若者の関係性①)

- 現代社会では、孤独を感じる若者や高齢者が増え、異世代による交流から浴する恩恵が減少。
- 恩恵とは、相互理解と知識の交換から得られる『同じ目的に向かう力』
- 高齢者は、ボランティアなどを通じて若者の力になることで、やりがいを感じ『生き続ける力』・『若さの源泉』を得ることができるのではないだろうか。
- CFCIは、世代間の共感をはぐくむツールである！

みんなにやさしい とは... (高齢者と若者の関係性②)

- 現代社会では、平均寿命の延びによる**長寿社会**により、**高齢者の声**がますます強まっている。
- しかし、テクノロジーの進歩と、長寿社会に対応するための**変革**には、**若者の力**が絶対に必要
- 高齢者と若者の力(声の大きさ)の均衡を保つためには、成年で括ると若者の声は少ない。
- つまり、どんどん未成年の声を聞く必要がある。
- CFCIは、**世代間の公平機能**であり、**民主主義の調整機能**である。

みんなにやさしい の言いかえ

(子どもとその保護者の関係性)

私もあなたも、みんなしあわせ (出典「子育て罰」)

子どもたちを、大人の従属的存在として捉えない！



すべての子どもたちをあたたかく社会へ受入れてあげる！



その子どもの保護者もこれまであたたかく受け入れられてこなかった可能性を見逃さない！